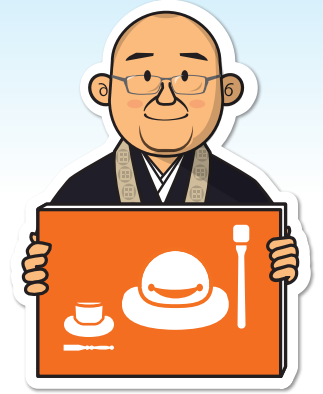


統合賠償責任保険



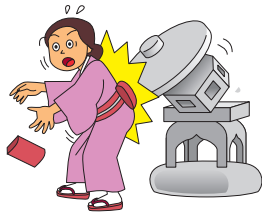
寺院のみなさまの賠償責任保険



寺院のみなさまを取り巻く賠償リスクがまとめてカバーされます!!

寺院のみなさまを取り巻く賠償事故の例

● 境内の施設に関する賠償事故の例



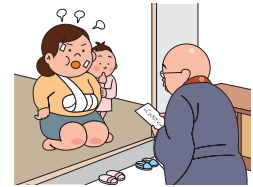
● 境内の燈籠が倒れ、参拝者に大ケガをさせてしまった。

損害額 **3,000万円**



● 境内の古木が倒れ、隣接する民家の屋根を壊してしまった。

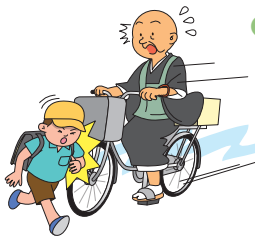
損害額 **40万円**



● 境内で参拝者が転倒しケガをしまったため、見舞金をお支払いした。

損害額 **1万円**

● 檀務に関する賠償事故の例



● 住職が自転車で檀家回り中に、路地から飛び出してきた子供とぶつかり、大ケガをさせてしまった。

損害額 **3,000万円**

● 提供した物に関する賠償事故の例



● 授与品として販売したお箸に欠陥があり、使用者にケガをさせてしまった。

損害額 **2万円**

● 座禅体験の際に、体験者に提供した精進料理が原因で集団食中毒を発生させてしまった。

損害額 **320万円**

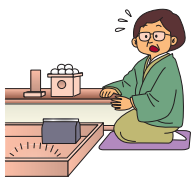
さらに



食中毒の原因を調べるために検査を行った。

損害額 **2万円**

● その他の賠償事故の例



寺院で預かった参拝者のかばんが盗まれてしまった。

損害額 **10万円**



参拝者の個人情報に記載されたリストを紛失してしまった。

損害額 **320万円**



参拝者を寺院で発生した盗難事故の犯人と間違えて警察へ通報してしまい、慰謝料を支払うことになった。

損害額 **8万円**

賠償リスクだけでなく、こんなリスクも…

● 被害事故の例



自動車が突っ込み、塀を壊されたが賠償してくれないため、弁護士に依頼し、損害賠償を請求した。

かかった費用 **90万円**

ビジサポ で補償される内容

寺院を運営するみなさまが、境内の施設の管理、檀務の遂行、提供した物による事故によって負担する法律上の損害賠償責任が包括して補償されます。

裏面の補償ごとのイラストと、表面の事故例のイラストは、対応するよう同じものを掲載しています。

1



施設が原因で生じた事故と仕事中的行為が原因で生じた事故が補償されます。

基本特約I
施設業務危険補償



受託財物*の損壊、紛失、盗取または詐取について、その財物の正当な権利者(所有者等)に対して負担する損害賠償責任が補償されます。

*被保険者(補償を受けられる方)が所有または賃借する施設において貯蔵・保管等を目的として他人から受託した財物をいい、被保険者が運送・荷役等を目的として受託している財物を除きます。

▶ 受託財物補償特約



「参拝者を盗難事故の犯人と間違えて拘束してしまった。」などの不当な身体拘束による自由の侵害や名誉毀損、口頭や文書、図面などの表示による名誉毀損やプライバシーの侵害などの損害賠償責任が補償されます。

▶ 人格権侵害補償特約



ネットワーク上で生じた情報漏えいや、紙もしくは電子媒体などの盗難または紛失により生じた情報漏えいなどの事故による損害賠償責任や、その事故に対応するために要した法律相談費用等が補償されます。

【保険金をお支払いできない主な場合】

- 次のいずれかに該当する情報漏えい事故、事由または行為による損害賠償責任
- 保険契約の保険責任を開始する時点より前に、保険契約者または被保険者が、情報漏えい事故のおそれのある事実、原因または事由が生じていたことを知っていた、または知っていたと合理的に推定できる情報漏えい事故
- 不正な手段により取得した個人情報または法人情報の取扱い
- あらかじめ被害者の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて行う個人情報または法人情報の取扱い

▶ 情報漏えい補償特約



急激かつ偶然な外来の事故によって記名被保険者の使用人等が被った被害について、「法律上の損害賠償請求を行う場合に負担した弁護士費用」や、「法律相談を行う場合に負担した法律相談費用」が補償されます。

▶ 被害事故弁護士費用等補償特約



2



つくった物が原因で生じた事故と仕事を完了し引渡した後に生じた事故が補償されます。

基本特約II
生産物完成引渡危険補償



他人の身体の障害や財物の損壊について基本特約IIにより保険金がお支払いされる場合に、その原因となった「つくった物や仕事を完了して引渡した物」(生産物)自体の損壊またはその使用不能についての損害賠償責任や、回収、検査、交換などの費用が補償されます。

▶ 生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約



3

法律上の損害賠償金のほか、損害賠償に関する争訟について、被保険者が支出した訴訟費用や弁護士報酬等の費用が補償されます。

賠償責任保険普通保険約款



保険金のお支払い対象となる可能性のある事故が発生し、その結果として他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が負担した事故対応費用*が補償されます。

*事故の対応のために要した初期対応費用、身体障害見舞費用、訴訟対応費用で事故の解決のために有益かつ必要と弊社が認めた費用をいいます。

▶ 事故対応費用補償特約
(基本特約I用・基本特約II用)



*幼稚園・保育施設に関する補償や、寺院を運営するみなさまが主体となって行う祭礼等の活動に関する補償については、弊社代理店または弊社へお問い合わせください。

■ マークが付いている特約の詳細につきましては、ビジサポパンフレットに記載しています。

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、ビジサポパンフレットをご参照いただくか、弊社代理店または弊社へお問い合わせください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。